

岐阜産業会館

指定管理者 申請要項

岐阜県商工労働部商工政策課

岐阜市商工観光部産業雇用課

(平成26年7月)

○ 申請要項の目的	3
1 基本的な運営方針	3
2 対象施設の概要	3
(1) 名称	3
(2) 所在地	3
(3) 施設構成・規模・構造	3
(4) 沿革	4
3 指定管理者が行う業務	4
(1) 会館の使用許可に関する事	4
(2) 会館の管理に関する事	4
(3) 利用者への便宜の供与に関する事	4
(4) 利用の促進に関する事	4
4 業務に必要な経費等	4
(1) 指定管理料の決定	4
(2) 指定管理料の支払い	4
(3) 使用料の扱い	4
(4) 管理口座・区分経理	4
(5) 経理規程	5
5 指定の期間	5
6 管理の基準	5
(1) 休館日及び利用時間	5
(2) 使用料	5
(3) 業務の一括委託の禁止	5
(4) 関係法令等の遵守	5
(5) 個人情報の取扱い	5
(6) 情報公開	6
(7) 文書の管理・保存	6
(8) 守秘義務	6
(9) 環境への配慮	6
(10) 貸館の基準	6
(11) 物品の管理	6
(12) 行政財産の目的外使用許可について	7
(13) 災害発生時の指定管理者の対応について	7
(14) 事業計画書及び収支計画書の提出	7
(15) 事業実績報告書の提出	7
(16) 指定管理者の表示	7
(17) その他	8
7 県・市と指定管理者のリスク分担	8
8 管理責任者の指定	9
9 申請資格	9

10	申請の手続き	9
	（1）申請書類の提出等	9
	（2）質問事項の受付	10
	（3）費用の負担	10
11	申請のための提出書類	10
	（1）申請書類	10
	（2）留意事項	10
12	審査方法等	11
	（1）審査基準	11
	（2）審査手続	12
	（3）指定管理者候補予定者の決定	14
	（4）指定管理者候補者の決定	15
	（5）申請資格の喪失について	15
13	決定までのスケジュール	15
	（1）指定管理者の指定申請	15
	（2）事前審査	15
	（3）審査委員会による審査	15
	（4）指定管理者候補予定者の決定	15
	（5）細目協議	15
	（6）指定管理者候補者の決定	16
	（7）県・市議会の指定議決	16
	（8）指定管理者の指定	16
14	指定管理業務に係る協定の締結	16
	（1）基本協定に盛り込む事項	16
	（2）年度協定に盛り込む事項	16
	（3）協定の締結に際し必要な事項	16
	（4）協定が締結できない場合の措置等	17
15	事業実施状況の監視等	17
	（1）モニタリング	17
	（2）施設利用者のニーズ等の把握	17
	（3）帳簿類等の提出要求	17
16	その他の事項	17
	（1）業務の継続が困難になった場合等の措置	17
	（2）その他協議すべき事項	18
	（3）業務の引き継ぎについて	18
17	資料等	18
18	問い合わせ先	18

○ 申請要項の目的

産業の発展と文化向上に寄与することを目的に岐阜県（以下、「県」という。）と岐阜市（以下、「市」という。）が共有施設として設置した岐阜産業会館（以下、「会館」という。）の管理について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和45年岐阜県条例第13号、昭和45年岐阜市条例第8号 以下、「条例」という。）の規定に基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

平成15年6月の法改正により導入されました指定管理者制度は、県議会及び市議会の議決を経て、県・市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

会館の管理運営にあたっては、利用者等からの様々なニーズへの対応やサービスが求められており、創意工夫によるサービスの向上を図ることにより、利用者の一層の利用の促進を目指しています。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、設置理念に基づき総合的な管理や、利用者の意見や要望を管理に反映させること等が必要となります。

1 基本的な運営方針

会館は、県及び市の産業振興の拠点と位置づけられており、県内唯一の重機で直接搬入が可能な大展示場をはじめ、中・小展示場、会議室を有し、これらを貸し出しすることで展示会等に供しています。

上記の役割を達成するため、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、利用者へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

2 対象施設の概要

(1) 名称

岐阜産業会館

(2) 所在地

岐阜市六条南2丁目11番1号

(3) 施設構成・規模・構造

鉄骨、鉄筋コンクリート造り

敷地面積 12,187㎡

建築面積 4,787㎡

延床面積 12,643㎡

大展示場 2,180㎡ (3,000人収容)

中展示場 591㎡ (400人収容)

小展示場 395㎡ (200人収容)

第1会議室 185㎡ (定員100人)

第2会議室 61㎡ (定員20人)

文化ホール 540席 (休止)

貸事務所 18団体
駐車場 自走式鉄骨2階建、370台収容

(4) 沿革

昭和45年 8月 供用開始
昭和45年 8月 財団法人岐阜産業会館に管理委託
平成18年 3月 財団法人岐阜産業会館を指定管理者に指定
指定期間：平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
平成20年12月 財団法人岐阜産業会館を指定管理者に指定
指定期間：平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
平成21年 7月 展示棟、オーディ棟、事務棟耐震補強工事
平成23年12月 財団法人岐阜産業会館を指定管理者に指定
指定期間：平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、基本的な運営方針を踏まえ、条例に定める以下の業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。詳細については、別紙「岐阜産業会館指定管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めます。

- (1) 会館の使用許可に関すること。
- (2) 会館の管理に関すること。
- (3) 利用者への便宜の供与に関すること。
- (4) 利用の促進に関すること。

4 業務に必要な経費等

(1) 指定管理料の決定

指定管理料については、会計年度ごとに指定管理者から提出された収支計画を踏まえ、予算編成作業や予算の議決を経て、次年度の年度協定を締結する中で決定します。

なお、決定後は、運営によって不足が生じた場合でも、原則として指定管理料の変更は認めません。

(2) 指定管理料の支払い

県・市は、会館運営に必要な経費を指定管理料として会計年度ごとに別途締結する年度協定書に基づき指定管理者に支払います。なお、指定管理料に余剰が生じた場合は既に支払われた指定管理料を県・市に返還するものとします。

(3) 使用料の扱い

施設や附属設備の使用料は、県・市の歳入として、県・市に納付していただくことになり指定管理者の収入とはなりません。

(4) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、指定管理者自身が通常使用している口座とは

別の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経費を区分して整理してください。

(5) 経理規程

指定管理者は、経理規程を制定し、経理を行ってください。

5 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで（3年間）

6 管理の基準

県・市と連携を図りながら、条例及び県・市の岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定める基準に基づき管理運営することとします。

また、公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしてはなりません。

詳細については、別紙「仕様書」に定めます。

(1) 休館日及び利用時間

条例及び規則において以下のとおり定められています。

休館日：12月29日から翌年の1月3日まで

利用時間：午前9時～午後9時

※ 指定管理者は、必要があると認めるときは、知事・市長の承認により変更することができます。

(2) 使用料

条例及び規則に定める額とします。

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ県・市が認めた場合はこの限りではありません。なお、再委託先について商号又は名称その他必要な事項を報告していただきます。

(4) 関係法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、次の関連する法令等を遵守することとします。

ア 地方自治法

イ 県・市の条例

ウ 県・市の規則

エ 会館に関して県・市が定める要綱・要領等

オ その他施設管理を行う上で関係する法令

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり、県・市の定める個人情報保護条例・同施行規則に基づき、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏えい、

滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じていただきます。

個人情報の漏えい等の行為には、県・市の個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

また、防犯カメラを管理するにあたっては、岐阜市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（平成20年3月27日決裁）に基づき、管理業務を行っていただきます。

(6) 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成し又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、県・市の定める情報公開条例・同施行規則に基づいて、別途情報公開規程等を定めるなど適正な情報公開に努めていただきます。

(7) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、県・市の定める公文書規程に基づいて、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存していただきます。また、指定期間終了時に県・市の指示に従って引き渡していただきます。

(8) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、あるいは自己の利益のために使用することはできません。指定期間終了後も同様とします。

(9) 環境への配慮

指定管理者は、次のような環境に配慮した指定管理業務の実施に努めて頂きます。

ア 環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、資源の有効活用や適正処理を図ること。

イ 電気・ガス・重油等の使用量の削減に向けた取り組みを推進すること。

ウ 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

(10) 貸館の基準

指定管理者は、貸出業務を行うにあたり、平等な利用の確保に留意しなければなりません。申請受付、使用許可、その他関連業務については、次のとおり扱ふこととします。

ア 正当な理由がない限り、施設を利用することを拒まないこと。

イ 施設を利用することについて、不当な差別的扱いをしないこと。

ウ 受付業務は、利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制で実施すること。

エ 利用者とは利用日以前に十分な打合せを行うこと。

(11) 物品の管理

指定管理者が、指定管理業務を行うにあたり使用する物品については、次のとおりとします。

ア 指定管理者に、現在会館に配備されている備品を貸与します。

イ 指定管理者が指定管理料により購入した備品は、県・市に帰属します。

ウ 指定管理者が管理する県・市の備品については、物品管理規程を設けて管理して

ください。

(12) 行政財産の目的外使用許可について

会館は、財産の分類上、行政財産として区分されています。この行政財産は施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。しかし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされています。

このことを行政財産の目的外使用許可と言い、知事と市長のみが行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

(13) 災害発生時の指定管理者の対応について

災害が発生した場合、指定管理者は施設及び周辺の状況を把握し速やかに県・市に報告してください。開館時間に災害が発生した場合は、施設利用者の避難誘導等安全の確保に努めるとともに、その状況を速やかに県・市に報告してください。また施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止を図ってください。

施設は、岐阜市地域防災計画において避難所として指定を受けておりますので、指定管理者は、市との間で「災害時における施設開放に関する覚書」を締結していただきます。覚書締結後、災害等が発生した場合は、以下の業務を行っていただきます。

ア 避難所の開設が必要な場合には、速やかに避難所を開設し、避難所管理組織の構築を支援する。

イ 避難者を受け入れるとともに避難者が滞在する期間は常駐し、避難状況を把握し市災害対策本部に連絡する。

ウ その他市が特に必要と認め指示した事項。

(14) 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度9月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について提出していただきます。その後、県・市と調整を図った上で合意した内容について年度協定を締結することとなります。

(15) 事業実績報告書の提出

指定管理業務全般にかかる当該年度の事業実績報告書を作成し、翌年度の6月末までに提出していただきます。

(16) 指定管理者の表示

指定管理業務を行う場合は、施設が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示するものとします。

(表示例)

岐阜産業会館は、指定管理者である〇〇〇〇が管理・運営を行っています。

連絡先 指定管理者 〇〇〇〇〇〇

TEL : 058-〇〇〇-××××

岐阜県商工労働部商工政策課

TEL : 058-272-1111

岐阜市商工観光部産業雇用課

TEL : 058-214-2360

(17) その他

管理の基準に関する細目は、別途、県・市と指定管理者の間で締結する基本協定書で定めるものとします。

7 県・市と指定管理者のリスク分担

県・市と指定管理者のリスク分担は、概ね次表のとおりとし、詳細は基本協定書で定めることとします。

ただし、次表に定められたリスク分担に疑義がある場合又は次表に定めのないリスクが生じた場合は、県・市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

区 分		リスク負担者	
		県・市	指定管理者
施設の法的管理	施設の使用許可及びその取消し		○
	施設の目的外使用許可及びその取消し	○	
施設の維持管理			○
施設の修繕	1箇所当たり100万円以上	○	
	1箇所当たり100万円未満		○
備品の維持管理等			○
利用者及び周辺住民からの苦情、要望等に対する対応			○
物価の変動			○
金利の変動			○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
支払の遅延	県・市からの経費の支払遅延(指定管理者の責めに帰すべきものを除く。)に起因するもの	○	
	上記以外のもの		○
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担		○	
災害による施設の損傷等	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	○	
利用者等への損害賠償	指定管理者の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	○	

なお、施設に対する火災保険は県・市の責任で付保しますが、利用者への損害賠償に備え、指定管理者は下記と同等以上の施設賠償保険に加入することを義務づけます。

区分	施設管理責任	受託物管理責任
保険金額	人身事故 1名につき3000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1000万円	財物事故 1事故につき3000万円

8 管理責任者の指定

指定管理業務について総括的な責任者を指定してください。

9 申請資格

申請団体は、次に掲げるすべての要件を満たす法人その他の団体でなければなりません。

- ア 県税・市税（地方消費税を除きます。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除きます。）がないこと。
- イ 本県の区域内に事務所又は事業所を有する団体にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除きます。）がないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4〔一般競争入札の参加者の資格〕の規定に該当し、又は本県・市において入札参加資格停止措置を受けている団体でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立て及びその開始決定（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）が行われていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと、又は当該暴力団若しくはその構成員（構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）と関係を有しないこと。
- カ 前2年以内において、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- キ 県・市における指定管理者の指定に係る申請資格を喪失していないこと。

これらの要件は、申請時点から指定管理者の指定があるまで、継続的に満たしている必要があります。

10 申請の手続き

(1) 申請書類の提出等

ア 申請書類受付期間及び受付場所

日時：平成26年8月5日（火）から平成26年8月19日（火）までの毎日
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。） 午前9時から午後5時まで

場所：岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁10階 商工労働部商工政策課

*岐阜市役所では受付を行わないので注意してください。

イ 申請書類の提出方法

受付場所へ直接持参して下さい。

(郵送、FAX、電子メール等による送付受付は行いません。)

ウ 申請書類の提出部数

正本1部、副本15部を提出してください。

(2) 質問事項の受付

応募にあたって、ご質問等がある場合は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 平成26年8月1日(金)まで(必着)

イ 受付方法

質問票(別紙様式1)に質疑事項を簡潔にまとめて記入し、「18 問い合わせ先」まで持参又はファックス、電子メールのいずれかで、期間内に送付してください。受付期間外の提出及び適正な手続によらない照会(口頭、電話等)には回答しません。

ウ 回答日 平成26年8月4日(月)

エ 回答方法

申請団体にファックス又は電子メールにて回答します。なお、回答内容は申請要項の追加又は修正とみなすものとします。

(3) 費用の負担

申請に際して必要となる費用は、すべて申請団体の負担とします。

11 申請のための提出書類

(1) 申請書類

ア 岐阜産業会館指定管理者指定申請書(別紙様式2)

イ 岐阜産業会館指定管理者事業計画書(別紙様式3)

ウ 申請団体概要書(別紙様式4)

エ 定款、寄附行為その他これらに類するもの

オ 法人の登記事項証明書(申請日前3か月以内に交付されたものに限りです。)

カ 直近5事業年度分の貸借対照表、損益計算書その他財務諸表(当該財務諸表がない事業年度分を除きます。)

キ 県税・市税に係る全税目の完納証明書

ク 本県の区域内に事務所又は事業所を有する団体にあつては、税務署が交付する消費税及び地方消費税について未納の税額(徴収猶予に係るものを除きます。)がないことの納税証明書

ケ 役員名簿

コ 暴排措置対象法人等でないことの誓約書(別紙様式5)

サ 株主(出資者)調書(別紙様式6)

シ 誓約書(別紙様式7)

ス 委員との利害関係に関する申出書(別紙様式8)及びその添付書類

(2) 留意事項

ア 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。(軽微な修正を除く)

イ 提出書類の取扱い

提出書類は、審査委員会（岐阜県附属機関設置条例及び岐阜市附属機関設置条例に基づいて設置し、外部の有識者6名の委員で構成する岐阜産業会館指定管理者審査委員会をいいます。以下同じです。）へ提供し、又は県・市が必要であると認めるときは使用することがあります。

提出後の書類については、理由の如何にかかわらず返却しません。また、個人に関する情報等を除き、公開されることがあります。

ウ 申請の取下げ

申請書類提出後に申請を取り下げる場合には、事前に電話連絡の上、岐阜産業会館指定管理者指定申請取下書（別紙様式9）を持参により提出してください。

エ その他

県・市が必要と認める場合、聞き取り調査、追加資料の提出を求めることがあります。

12 審査方法等

指定管理者の選定にあたっては、審査委員会が申請団体から提出された事業計画書等について以下の審査基準により審査を行います。審査委員会の審査をふまえ知事・市長が指定管理者候補者を決定した後、議会の議決を経て指定管理者を指定することとなります。

(1) 審査基準

条例で定められた以下の要件を満たすことを確認しながら、次の基準により審査します。

- ア 県民が会館を平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
- イ 会館の効用を適切に発揮できるものであること。
- ウ 会館の適正な管理に必要な物理的及び技術的な基礎を有する者であること。

審査項目	審査の観点	配点
施設管理の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を的確に理解した提案となっているか。 ・施設の管理運営方針に適合した提案となっているか。 	5
類似施設の管理実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設を管理した実績がどの程度認められるか。 	10
利用者サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上が図られているか。 ・利用者の平等な利用に配慮されているか。 ・利用者を増加させるための効果的な方策が計画されているか。 ・施設の魅力を高めるための効果的な事業が計画されているか。 ・利用者の意見の反映や苦情への対応は適切であるか。 ・開館日及び利用時間が適切であるか。 ・効果的な広報が計画されているか。 	15

施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理水準は、求める業務水準をどの程度上回っているか。 環境の保全について適正に配慮されているか。 	5
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> 経費縮減のための取組は妥当であるか。 収入を増加させる取組は妥当であるか。 収支計画は提案された事業計画と整合しているか。 収支計画の達成の可能性はどうか。 	30
組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> 管理に当たる組織や人員体制は妥当であるか。 従業員の資質（有資格者や経験者の配置状況など）はどうか 役割分担と責任体制は明確になっているか。 労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮はなされているか。 	10
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保対策は適切であるか。 事故・災害発生時の対応は適切であるか。 保険の加入計画は適切であるか。 個人情報保護や情報管理は適切であるか。 	10
経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> 申請団体の財務状況はどうか。 申請団体に対する金融機関等の支援体制はどうか。 	5
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> 県内からの雇用に配慮されているか。 地域との連携についての取組は予定されているか。 	10
合 計		100

備考 審査において採点は行いませんが、施設に対する県・市の考え方（どの審査項目を重視するか）を明確にするため、参考として配点を設定しています。

(2) 審査手続

ア 事前審査

申請書類の受付後、県・市において次のとおり形式審査及び内容審査を行います。

① 形式審査

申請団体がこの申請要項に定める申請資格要件を満たしているか、提出された申請書類に不足がないかなど、申請団体が申請に当たって満たすべき形式的要件の充足状況を確認するため、申請書類等に基づく審査を行います。

申請資格要件を満たしていないことが確認された申請団体は失格とし、その旨及び理由を通知します。

② 内容審査

申請書類における事業計画がこの申請要項に定める業務水準等の条件を満たしているか、当該事業計画の内容に疑義を生ずる記載上の不備がないかなど、イに定める審査委員会の適正な審査に影響を及ぼすおそれのある申請上の不備の有無

やその内容を事前に把握するため、申請書類に基づく書面審査及びヒアリングを行います。当該ヒアリングの日時及び開催場所については、別途通知します。

この内容審査において採点は行いませんが、この申請要項に定める業務水準等の条件を満たしていないことが判明した申請団体は選外とし、その旨及び理由を通知します。

イ 審査委員会による審査

事前審査において失格又は選外となった場合を除き、審査委員会において次のとおり審査を行います。

なお、当該審査のための会議は、公開することに適さない個人に関する情報や申請団体の事業活動に関する情報などを扱い、また、公開することにより、指定管理者候補者の公正な選定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、非公開により行います。

① 日時及び開催場所

事前審査において失格又は選外となった場合を除き、別途通知します。

② 審査

審査委員会の審査は、次の流れにより行います。

(ア) 評価員会議による評価結果等の報告

県・市は、現行の指定管理者による施設の管理運営状況について評価員会議から報告を受けた事項があるときは、審査委員会に対し、その概要及び県・市による最終評価の結果並びに当該結果を踏まえて次期指定管理者に求めるべき事項を整理し、報告します。

(イ) 専門家等からの意見聴取

県・市は、委員の判断の参考にするため必要があると認めるときは、その施設に関連する専門家等に会議への出席を依頼し、県・市又は委員から当該専門家等に対して、それぞれの見地からの意見の陳述を求めます。

(ウ) 県・市から審査委員会に対する事前審査の結果報告

県・市から審査委員会に対し、事前審査の結果を報告します。

(エ) 申請団体によるプレゼンテーション

申請団体が、制限時間15分の範囲内において、委員に対するプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションにおいて使用できる資料（その申請団体が手持ちとする資料を除きます。）は、その申請団体が提出した申請書類及び当該申請書類の一部を拡大した説明用パネルに限られ、他の資料の提出又は提示、プレゼンテーション機器の使用等については認めません。

(オ) 県・市及び委員からの質疑並びに申請団体の応答

県・市及び委員から申請団体に対して質疑を行い、申請団体の説明を求めます。この質疑応答の時間は、20分までとします。

(カ) 審議

審査委員会は、(オ)までの審査手続を踏まえ、その申請団体の指定管理者としての妥当性について審議を行います。

(キ) 指定管理者としての妥当性の判断

審査委員会は、(カ)の審議内容を踏まえ、指定管理者としての妥当性を判断します。

ウ 申請団体との間に利害関係が認められる委員の取扱い

審査委員会の審査手続開始前に、委員及び申請団体を対象として次のとおり相互の利害関係の有無に関する確認調査を行い、申請団体との間に利害関係のあることが確認された委員については、当該審査手続への参加を認めません。

(ア) 利害関係の定義

次のいずれかに該当する場合には、委員と申請団体との間に利害関係があるものと判断します。

- i 委員本人又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（以下「委員等」といいます。）が、申請団体においてその名称のいかんを問わず支配力を有する地位にある場合
- ii 委員等又は委員等がその名称のいかんを問わず支配力を有する地位にある団体と申請団体との経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められる場合

(イ) 利害関係の有無に関する確認手続

利害関係の有無に関する確認は、県・市が次のとおり行い、その結果を基に、各委員についての利害関係の有無を判断します。

i 委員に対する確認手続

- (i) 申請書類の受付期間終了後、県・市から申請団体の一覧を提供した上、委員と個別面談を行い、申請団体との利害関係の有無について記載した「利害関係の有無に関する調査票」の提出を受けます。
- (ii) 審査委員会の審査当日までの間に、申請団体から委員への接触行為その他申請団体との利害関係に関する新たな事実が生じたときは、直ちに、委員からその内容について報告を受けます。
- (iii) 審査委員会の審査当日、当該審査に先立ち、委員に対して、申請団体と利害関係がないことを再度口頭により確認します。

ii 申請団体に対する確認手続

- (i) 11に定めるところにより、申請書類の一つとして、申請団体から別紙様式8による「委員との利害関係に関する申出書」（添付書類を含みます。）の提出を受けます。
- (ii) 審査委員会の審査当日までの間に、(i)の申出内容に異動を生じた申請団体は、直ちに「18 問い合わせ先」へその内容を書面（任意様式）で申し出てください。
- (iii) 審査委員会の審査を受ける申請団体は、プレゼンテーションに先立ち、(i)及び(ii)の申出内容に誤りがないことを宣誓してください。

(3) 指定管理者候補予定者の決定

審査委員会における審査終了後、県・市は審査委員会の委員長から審査結果の報告を受け、速やかに指定管理者候補予定者（申請団体が指定管理者として妥当でないと判断した場合を除きます。）を決定し、申請団体に対してその審査結果を通知します。

なお、当該審査結果の通知と併せて、申請団体の名称及び当該決定内容（主な選定理由を含みます。）を、県・市のホームページにおいて公表します。

(4) 指定管理者候補者の決定

(3) の決定後、県・市と指定管理者候補予定者との間において、指定管理者候補者の選定に向けた細目協議を行います。

細目協議が調い次第、県・市は、当該指定管理者候補予定者を指定管理者候補者として選定することを決定し、その旨を通知した上で、県・市のホームページにおいて公表します。

(5) 申請資格の喪失について

指定管理者の指定前において、申請団体に次のいずれかの事実が認められた場合、当該申請団体は、会館における指定管理者の指定に係る申請資格を喪失します。したがって、アからエまでのいずれかに該当する申請団体は、失格となります。

ア 12・(2)・ウ・(イ)における利害関係の有無に関する確認手続において、その申出内容に誤りがあったこと。

イ 審査委員会の委員と不正に接触したこと。

ウ 県・市に対して、指定管理者候補者の選定に関する不当な働きかけを行ったこと。

エ 県・市と指定管理者候補予定者との間において指定管理者候補者の選定に向けて行った細目協議が、当該指定管理者候補予定者の責めに帰すべき事由により調わなかったこと。

オ 審査委員会の審査後において、申請を取り下げたこと。

なお、県・市は、審査委員会の意見を踏まえて、これらの事実の認定を行います。

申請資格を喪失した申請団体に対しては、申請資格を喪失した旨及びその理由、アからオまでのいずれかに該当する事実が判明した日（アからエまでのいずれかに該当する申請団体にあっては、併せて、失格となった旨）を通知します。

13 決定までのスケジュール

(1) 指定管理者の指定申請

ア 質問書の受付	平成26年8月1日（金）まで
イ 質問への回答	平成26年8月4日（月）
ウ 申請書類の受付	平成26年8月5日（火）から平成26年8月19日（火）まで

(2) 事前審査 申請書類の受付後、平成26年10月中旬まで

(3) 審査委員会による審査 平成26年10月中旬

(4) 指定管理者候補予定者の決定 平成26年10月中旬

(5) 細目協議 平成26年10月中旬から平成26年11月上旬まで

- | | |
|-----------------|------------|
| (6) 指定管理者候補者の決定 | 平成26年11月上旬 |
| (7) 県・市議会の指定議決 | 平成26年12月下旬 |
| (8) 指定管理者の指定 | 平成26年12月下旬 |

14 指定管理業務に係る協定の締結

指定管理者の指定の後に、県・市と指定管理者は、指定管理業務に関し、指定管理期間中の包括的な事項を定めた「基本協定」を締結します。

また、年度ごとの指定管理料の額、事業計画等について、指定期間中の各年度、当該基本協定とは別に「年度協定」を締結します。

なお、協定書の定めのない事項または協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

(1) 基本協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

協定の趣旨・目的、指定管理者業務の内容、指定期間、事業計画、責任者及び必要な職員の配置など

イ 管理業務の履行に関する事項

関係法令の遵守、利用時間及び臨時の休館日、管理業務の履行における管理者の義務、物品類の使用・帰属、個人情報の取扱いなど

ウ 施設の使用に関する事項

使用承認に関する事項、減免の取扱い、使用制限、使用料の納入時期及び納入方法に関する事項など

エ 指定管理料に関する事項

指定管理料の支払い時期及び支払い方法

オ 事業の実施に関する事項

事業計画の実施に関する取り決めなど

カ 業務の報告及び監督に関する事項

事業報告書の提出に関する事項、業務の実施状況に関する報告、事故の場合等の報告に関する事項、県・市による検査・監督に関する事項など

キ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

指定の取り消し及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消し等による損害賠償に関する事項など

ク 指定期間終了に伴う措置に関する事項

原状回復に関する事項、事務の引き継ぎに関する事項

ケ その他必要な事項

権利業務の譲渡の禁止、疑義の決定など

(2) 年度協定に盛り込む事項

ア 当該年度の事業計画に関する事項

イ 当該年度の指定管理料に関する事項

ウ その他

(3) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、県・市と指定管理者が協議の上、定めることとします。

(4) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

15 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

県・市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確認するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、県・市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

なお、大幅な業務の改善を要する場合等にあつては、指定管理料を減額することがあります。

ア 定期報告

毎月業務報告書を作成し、提出していただきます。

イ 状況確認

県・市は、随時、指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 評価員会議

県・市は有識者による評価員会議を設置し、会館の管理運営状況について調査を行います。

(2) 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、意見箱の設置、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について県・市に報告していただきます。

(3) 帳簿類等の提出要求

県・市の監査委員等が県・市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は帳簿類その他の記録を提出していただきます。

16 その他の事項

(1) 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに県・市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、又はその恐れが生じた場合には、県・市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、県・市は指定管理者の指定の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

上記アにより指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県・市に生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他県・市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、県・市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、県・市は指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部停止を命じることができるものとします。

(2) その他協議すべき事項

指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、県・市と協議を行うこととします。

(3) 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了若しくは指定の取消により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は円滑な引き継ぎに協力していただきます。

17 資料等

- (1) 指定管理者申請要項（本書）
- (2) 指定管理業務仕様書
- (3) 指定管理者指定申請書等様式

18 問い合わせ先

- (1) 住 所 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
- (2) 担当部課 岐阜県商工労働部商工政策課
管理調整係
- (3) 電話番号 058-272-8351（直通）
- (4) FAX番号 058-271-6873
- (5) E-mail c11351@pref.gifu.lg.jp

(別紙様式1)

年 月 日

岐阜産業会館指定管理者指定申請に関する質問票

団体の名称		
団体の所在地		
業種		
連絡先	担当所属名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	電子メール	
質問内容		
※ 質問内容をわかりやすく簡潔に記載してください。		

備考 この質問票を電子メールにより提出するときは、当該電子メールの件名欄に、必ず「岐阜産業会館指定管理者指定申請質問票」と入力してください。

(別紙様式2)

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
岐阜市長 細江 茂光 様

(申請団体)

所在地

名称

代表者氏名

印

岐阜産業会館指定管理者指定申請書

下記のとおり岐阜産業会館に係る指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(別紙様式3)

岐阜産業会館指定管理者事業計画書

団体の所在地	
団体の名称	
代表者氏名	
指定期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

この事業計画書に関する連絡先	
担当所属名	
担当者	役職名
	氏名
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

申請団体名：

1 施設管理の基本方針について

※ 岐阜産業会館の指定管理者として管理運営を行う上での基本方針を記載してください。

申請団体名：

2 類似施設の管理実績について

※ 岐阜産業会館の類似施設の管理実績がある場合には、その施設の名称及び所在地、管理期間並びに管理業務の内容を具体的に記載してください。

申請団体名：

3 利用者サービスの向上について

※ 審査基準中の審査項目「利用者サービスの向上」に示す審査の観点にかんがみ、岐阜産業会館の利用者サービスの向上策について記載してください。

申請団体名：

4 施設の維持管理について

(1) 維持管理業務の実施に係る基本的な考え方

※ 岐阜産業会館の維持補修、設備保守点検、清掃その他の維持管理業務の実施に係る基本的な考え方を記載してください。

申請団体名：

(2) 作業計画表

※ 岐阜産業会館に係る維持管理業務の具体的な実施方法、実施頻度等を表により示してください。

申請団体名： _____

5 収支計画について

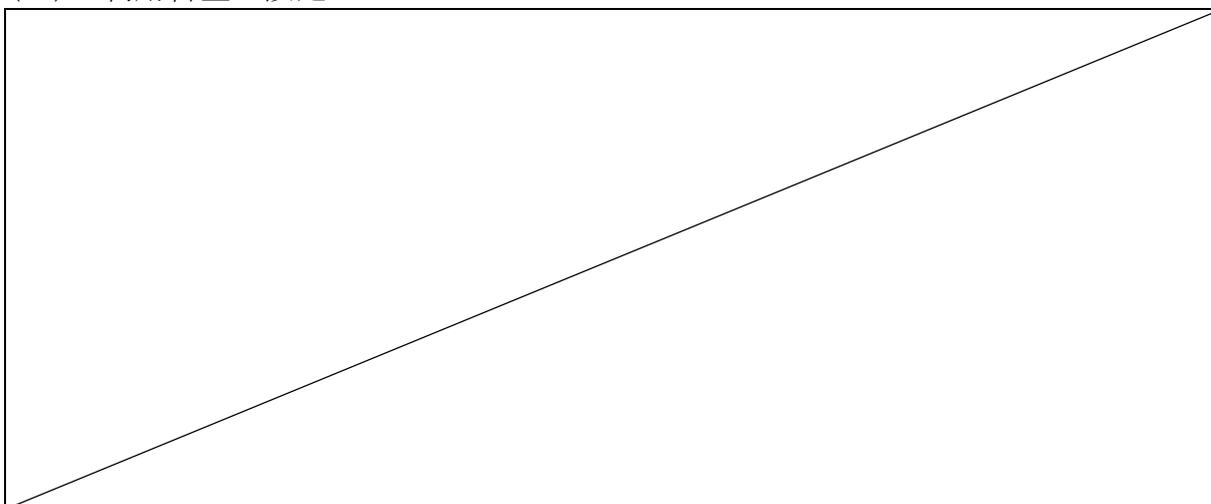
(1) 経費縮減の考え方及び具体的な方策

※ 岐阜産業会館の管理運営に係る経費縮減の考え方及び具体的な方策について記載してください。

(2) 収入増加の考え方及び具体的な方策

※ 岐阜産業会館に係る収入増加の考え方及び具体的な方策について記載してください。

(3) 利用料金の設定



申請団体名：

(4) 収支計画

※ 消費税及び地方消費税を含めた金額を記載してください。

※ 下記の区分によりがたい場合は、適宜欄を追加してください。

<平成27年度>

(単位：千円)

(収 入)

区 分	内 訳	金 額
指定管理料		
その他収入		
収 入 計		

(支 出)

区 分	内 訳	金 額
人 件 費		
施設管理費		
その他支出		
支 出 計		

申請団体名：

<平成28年度>

(単位：千円)

(収入)

区 分	内 訳	金 額
指定管理料		
その他収入		
収 入 計		

(支出)

区 分	内 訳	金 額
人 件 費		
施設管理費		
その他支出		
支 出 計		

申請団体名：

<平成29年度>

(単位：千円)

(収入)

区 分	内 訳	金 額
指定管理料		
その他収入		
収 入 計		

(支出)

区 分	内 訳	金 額
人 件 費		
施設管理費		
その他支出		
支 出 計		

備考 収支計画書は、平成27年度から平成29年度までの各年度分について作成してください。

申請団体名：

6 組織・体制について

(1) 運営組織の構成と考え方

※ 審査基準中の審査項目「組織・体制」に示す審査の観点にかんがみ、岐阜産業会館の運営組織の構成と考え方について記載してください。なお、当該運営組織の構成は、組織図により示すこととし、主な業務内容及び人数についても併せて記載してください。

申請団体名：

7 危機管理について

※ 審査基準中の審査項目「危機管理」に示す審査の観点にかんがみ、岐阜産業会館の管理運営に係る危機管理の考え方及び具体的な方策について記載してください。なお、保険の加入については、当該保険の種類、補償金額、条件等を明示してください。

申請団体名： _____

8 経営基盤について

※ 審査基準中の審査項目「経営基盤」に示す審査の観点にかんがみ、申請団体の経営基盤について特記すべき事項があれば記載してください。

申請団体名：

9 地域連携について

※ 審査基準中の審査項目「地域連携」に示す審査の観点にかんがみ、申請団体が岐阜産業会館の管理運営を行うに当たっての地域とのかかわり方について、その考え方及び具体的な方策を記載してください。

- 備考
- 1 記載欄が不足するときは、様式について所要の調整を行ってください。
 - 2 必要に応じ、任意の別紙を追加することも認められます。

(別紙様式4)

申請団体概要書

名 称	
代 表 者 氏 名	
本 店 所 在 地	
設 立 年 月 日	年 月 日
資本金又は出資金の額	千円
直近の年間売上高	百万円
従 業 員 数	人
主 な 業 務 内 容	
団 体 の 特 色	

備考 申請団体の概要が分かるパンフレット等があれば、添付してください。

(別紙様式 5)

暴排措置対象法人等でないことの誓約書

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
岐阜市長 細江 茂光 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

印

下記事項について、真実に相違ありません。

なお、このことに疑義がある場合は、貴県・市が岐阜県警察本部に照会することについて承諾します。

また、当該照会において確認された情報を、今後、当団体が貴県・市と行う他の契約等における確認のために利用することについて、同意します。

記

当団体は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じです。）
- (2) 役員等が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じです。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人その他の団体
- (4) 役員等がその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。以下同じです。）を利用している法人その他の団体
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人その他の団体
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人その他の団体

注 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

イ 法人にあっては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含みます。）をいいます。）

ロ 法人以外の団体において、代表者、理事その他イに掲げる者と同等の責任を有する者

(別紙様式 6)

株主（出資者）調書

発行済株式の総数 （出資の総額）	株（円）		
株主（出資者）名	住所又は所在地	保有する株式の数 （出資の額）	割合
		株(円)	%

備考 申請団体について、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者に係る事項を「株主（出資者）名」、「住所又は所在地」、「保有する株式の数（出資の額）」及び「割合」の各欄に記載してください。

(別紙様式 7)

誓 約 書

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
岐阜市長 細江 茂光 様

(申請団体)

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

岐阜産業会館に係る指定管理者の指定の申請を行うに当たり、下記事項について真実に相違ありません。

記

- 1 岐阜産業会館指定管理者申請要項に定める申請資格要件を、すべて満たしています。
- 2 当該申請に係る提出書類に、虚偽又は不正はありません。

(別紙様式 8)

委員との利害関係に関する申出書

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
岐阜市長 細江 茂光 様

(申請団体)

当団体と岐阜産業会館指定管理者審査委員会の委員（以下「委員」といいます。）との間における利害関係について、下記のとおり申し出ます。

記

- 当団体と委員との間には、利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実はありません。
- 当団体と委員との間には、利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実が次のとおりありますので、当該事実を証する書面を添付して申し出ます。

<①の利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実>

<②の利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実>

利害関係とは、委員と申請団体（共同体にあっては、その構成員である法人その他の団体。以下同じです。）の間において、次のいずれかの事実が認められることをいいます。別紙「利害関係の考え方」に照らして判断してください。

- ① 委員本人又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（以下「委員等」といいます。）が、申請団体において、その名称のいかんを問わず支配力を有する地位にあること。
- ② 委員等又は委員等がその名称のいかんを問わず支配力を有する地位にある団体と申請団体との経済的關係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められること。

- 備考 1 いずれか該当する事項の□を■に塗りつぶしてください。
- 2 利害関係に該当し、又は該当するおそれのある事実がある場合には、当該事実を証する書面を添付してください。

利害関係の考え方

利害関係とは、委員と申請団体（共同体にあっては、その構成員である法人その他の団体。以下同じです。）との間において、次のいずれかの事実が認められることをいいます。

- ① 委員本人又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（以下「委員等」といいます。）が、申請団体において、その名称のいかんを問わず支配力を有する地位にあること。
- ② 委員等又は委員等がその名称のいかんを問わず支配力を有する地位にある団体と申請団体との経済的関係につき、指定管理者の公正な選定を妨げる事情があると認められること。

※ 「支配力を有する地位」とは、次に掲げる場合に該当するものをいいます。

- ・ 委員等が、申請団体において、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人の地位にある場合
- ・ 委員等が、申請団体について、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有し、又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている場合

※ 「指定管理者の公正な選定を妨げる事情」とは、次に掲げる場合に該当するものをいいます。

- ・ 委員等が、申請団体から俸給、給料、賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払を受けている場合
- ・ 委員等が支配力を有する地位にある団体及び申請団体のいずれか一方が、他の一方の親会社、子会社又は関連会社（財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる子会社以外の会社をいいます。）である場合
- ・ 委員等が支配力を有する地位にある団体と申請団体が共同体を結成し、指定管理者の指定に係る申請を行っているなど、これらの団体が密接に連携して企業活動を行っている事実が認められる場合
- ・ 申請団体が、委員等又は委員等が支配力を有する地位にある団体の主要な取引先と認められる場合

(別紙様式 9)

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
岐阜市長 細江 茂光 様

(申請団体)

所在地

名称

代表者氏名

印

岐阜産業会館指定管理者指定申請取下書

岐阜産業会館に係る指定管理者の指定を受けるため、平成26年 月 日付けで岐阜産業会館指定管理者指定申請書を提出しましたが、下記理由により当該申請を取り下げます。

記

(理由)